

2008年12月1日

関係各位

野村ホールディングス株式会社  
コード番号 8604  
東証・大証・名証第一部

## **第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)並びに第三者割当による 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行について**

野村ホールディングス株式会社(以下「当社」、執行役社長兼 CEO:渡部賢一)は、第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)(以下「本劣後社債」という。)並びに第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)(以下「本新株予約権付社債」という。)の発行を、下記の通り決議いたしましたので、その概要につきお知らせいたします。

### < 本件資金調達のための主な目的 >

当社は、国内外の顧客基盤及びビジネスの拡大にむけ、組織再編や戦略的な投資、IT 投資を通じ、グループとしての総合力を強化し、将来の成長に向けた布石を打ってきております。本件資本金の調達により、財務基盤をより強固なものとし、当社のグローバル戦略をさらに推し進めることを目指しております。

### < 本新株予約権付社債と本劣後社債を発行する意義・目的 >

今回の資本金の調達に際し、Tier2 資本の活用という従来からの当社の方針を踏まえ、多様な手段を検討した結果、劣後性の付与により財務基盤の安定化に資すること、市場環境の回復に伴い、株式への転換を通じて負債から資本へと資本構成の変化が期待できること、及び 120%コールオプション条項の付与により、機動的且つ早期の資本充実に期待できること等から本新株予約権付社債を発行し、また、希薄化を回避しながら財務基盤を強固なものとする手段として本劣後社債を発行することといたしました。

この文書は、当社の第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国 1933 年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債及び本新株予約権付社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債及び本新株予約権付社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の社債及び新株予約権付社債等の発行であり、本社債及び本新株予約権付社債等については、米国における証券の募集または販売は行われません。

記

< 第 1 回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)の概要 >

- |              |   |
|--------------|---|
| 1. 社債総額      | 未定  |
| 2. 各社債の金額    | 金 100 万円  |
| 3. 払込金額      | 各社債の金額 100 円につき金 100.00 円   |
| 4. 利率        | 年 3.6%(仮条件)   |
| 5. 条件決定日     | 2008 年 12 月 11 日  |
| 6. 申込期間      | 2008 年 12 月 12 日から 12 月 25 日  |
| 7. 払込期日      | 2008 年 12 月 26 日  |
| 8. 利払日       | 毎年 6 月 26 日および 12 月 26 日  |
| 9. 償還期限      | 2016 年 12 月 26 日(8 年債)  |
| 10. 期限前償還    | 当社は、金融庁の承認を得た上で、2011 年 12 月 26 日以降に到来するいずれかの利息の支払期日に、各社債の金額 100 円につき金 100 円の割合で期限前償還することができる。   |
| 11. 償還金額     | 各社債の金額 100 円につき金 100 円  |
| 12. 担保・保証の有無 | 本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。   |
| 13. 劣後特約     | <p>(1)以下に示す事由(劣後事由)発生時以降は当社の一般債務が全額弁済されるまで本社債の元利金の支払いは行われない。</p> <p>日本の裁判所による当社の破産手続開始<br/>日本の裁判所による当社の会社更生手続開始<br/>日本の裁判所による当社の民事再生手続開始<br/>日本法によらない、当社の上記 乃至 に相当する破産、更生、民事再生、その他同種の手続開始</p> <p>(2)当社が本社債の利金の支払いを行うことにより、当社が属する金融コングロマリットについて金融コングロマリット監督指針 II-2-1(2) の規定を適用して算出した合算自己資本の額を所要自己資本の額で除して得られる比率(以下「自己資本規制比率」という。)が 120 パーセントを下回ることとなる場合、当社が当該利金の支払いを行っても自己資本規制比率が 120 パーセントを下回らないこととなるまで本社債の利金の支払いは行われない。ただし、当社が「銀行法第 52 条の 25 の規定に基</p> |

この文書は、当社の第 1 回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)並びに第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国 1933 年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債及び本新株予約権付社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債及び本新株予約権付社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の社債及び本新株予約権付社債等の発行であり、本社債及び本新株予約権付社債等については、米国における証券の募集または販売は行われません。

づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の規定を準用する場合には、本社債にかかる全ての利金(本(2)によりそれまで支払いを繰り延べられていた利金を含む。)について本(2)の規定は適用されない。

- |            |  |
|------------|--|
| 14. 申込取扱場所 | 野村證券株式会社本店および各支店   |
| 15. 振替機関   | 株式会社証券保管振替機構   |
| 16. 社債管理者  | 株式会社三菱東京 UFJ 銀行、三菱 UFJ 信託銀行株式会社  |
| 17. 取得格付   | A+(予定)(株式会社格付投資情報センター)<br>A+(予定)(株式会社日本格付研究所)  |
| 18. 資金使途   | 日本を含むアジアおよび欧州におけるビジネス基盤の強化のため、調達資金はそれぞれの地域における当社の連結子会社への出資及び貸付に充当する予定です。連結子会社は、その資金を運転資金に充当する予定です。 |

この文書は、当社の第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国 1933 年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債及び本新株予約権付社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債及び本新株予約権付社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の社債及び新株予約権付社債等の発行であり、本社債及び本新株予約権付社債等については、米国における証券の募集または販売は行われません。

< 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の概要 >

1. 本新株予約権付社債の商品性

本新株予約権付社債は、第三者割当の方法により発行されるものです。本新株予約権付社債には劣後特約が付与されており、自己資本規制比率の計算上、一定の資本性が認められる商品性となっています。また、発行から 2 年後以降、株価が一定水準以上で推移した場合の任意繰上償還条項(120%コールオプション条項)を付与することで、資本政策の裁量を当社の選択により確保することを可能としております。詳細については社債要項(別添)をご参照ください。

2. 調達する資金の額及び用途

(1) 調達する資金の額

109,950 百万円(差引手取概算額)

(2) 調達する資金の具体的な用途

日本を含むアジアおよび欧州におけるビジネス基盤の強化のため、調達資金はそれぞれの地域における当社の連結子会社への出資及び貸付に充当する予定です。連結子会社は、その資金を運転資金に充当する予定です。

(3) 調達する資金の支出予定時期

2008 年 12 月

(4) 調達する資金用途の合理性に関する考え方

野村證券等の当社子会社への貸付は、各社がその本業を営む上での運転資金供給を担うものであり、当社のグローバル戦略を推し進める上で合理的であると判断いたしました。

この文書は、当社の第 1 回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)並びに第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国 1933 年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債及び本新株予約権付社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債及び本新株予約権付社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の社債及び新株予約権付社債等の発行であり、本社債及び本新株予約権付社債等については、米国における証券の募集または販売は行われません。

3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)(単位:百万円)

決算期	2006年3月期	2007年3月期	2008年3月期
収益合計	1,792,840	2,049,101	1,593,722
収益合計(金融費用控除後)	1,145,650	1,091,101	787,257
税引前当期純利益(損失)	445,600 <sup>(注)</sup>	321,758	▲64,588
当期純利益(損失)	304,328	175,828	▲67,847
基本的1株当たり当期純利益(損失)(円)	159.02	92.25	▲35.55
1株当たり配当金(円)	48.00	44.00	34.00
1株当たり純資産(円)	1,083.19	1,146.23	1,042.60

(注)2006年3月期については、継続事業からの税引前当期純利益を記載しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2008年9月30日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	1,965,919,860株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	28,872,800株	1.47%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	-	-
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	-	-

(注)上記潜在株式数は全てストックオプションによるものです。なお、当該ストックオプションは行使価額が予め決まっております。

(3) 最近の株価の状況

最近3年間の状況

	2007年3月期	2008年3月期	2009年3月期
始 値	2,600円	2,460円	1,507円
高 値	2,870円	2,580円	1,918円
安 値	1,843円	1,395円	607円
終 値	2,455円	1,490円	688円

(注)2009年3月期については、2008年11月30日現在で表示しております。

この文書は、当社の第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国1933年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債及び本新株予約権付社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債及び本新株予約権付社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の社債及び新株予約権付社債等の発行であり、本社債及び本新株予約権付社債等については、米国における証券の募集または販売は行われません。

## 最近 6 か月間の状況

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
始 値	1,850 円	1,567 円	1,546 円	1,431 円	1,386 円	942 円
高 値	1,918 円	1,695 円	1,592 円	1,544 円	1,430 円	1,027 円
安 値	1,565 円	1,447 円	1,401 円	1,176 円	806 円	607 円
終 値	1,573 円	1,576 円	1,465 円	1,326 円	902 円	688 円

## 発行決議日前日における株価

	2008年11月28日現在
始 値	685 円
高 値	693 円
安 値	665 円
終 値	688 円

### (4) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

- ・ 第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の発行

発 行 期 日	2008年12月16日	
調 達 資 金 の 額	109,950 百万円(差引手取概算額)	
募集時点における 発行済株式数	1,965,919,860 株	
当該募集における 潜在株式数	147,651,006 株	
割 当 先	第一生命保険相互会社	1,000 億円
	信金中央金庫	100 億円
	合計	1,100 億円

### (5) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

- ・ 公募増資(一般募集)

該当事項はありません

- ・ 第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しについての割当)

該当事項はありません

この文書は、当社の第 1 回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)並びに第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国 1933 年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債及び本新株予約権付社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債及び本新株予約権付社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の社債及び新株予約権付社債等の発行であり、本社債及び本新株予約権付社債等については、米国における証券の募集または販売は行われません。

4. 大株主及び持株比率

募集前(2008年9月30日現在)	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5.78%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5.75%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	3.29%
ヒーローアンドカンパニー	2.70%
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505223	2.42%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1.33%
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドンエスエルオムニバスアカウント	1.32%
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505103	1.09%
ザチェースマンハッタンバンク 385036	1.05%
オーディー05 オムニバスチャイナトリートィ 808150	1.04%

(注) 当社は、2008年9月30日現在、自己株式を55,995千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

5. 今後の見通し

今回の資本性資金の調達を通じて財務基盤をより強固なものとするにより、当社のグローバル戦略の推進につながるものと考えられます。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の発行条件(転換価額、年限、利率等)は、同規模の資本性資金を調達する際に必要となるコスト、株価の変動率等を勘案した結果、合理的であると判断いたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の発行総額110,000百万円に対し、当社株式の過去1年間における1日当たり平均売買代金は21,055百万円あり、本新株予約権付社債が転換された場合の希薄化は、現時点の発行済株式総数に対し、7.5%であることから、本新株予約権付社債の発行金額は市場に過度の影響を与える規模ではないと判断いたしました。

この文書は、当社の第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国1933年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債及び本新株予約権付社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債及び本新株予約権付社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の社債及び新株予約権付社債等の発行であり、本社債及び本新株予約権付社債等については、米国における証券の募集または販売は行われません。

7. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要(2008年3月31日現在)

商号	第一生命保険相互会社		
事業内容	生命保険業		
設立年月日	明治35年9月15日		
本社所在地	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号		
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 斎藤 勝利		
基金	420,000百万円(基金償却積立金を含む)		
大株主及び持株比率	該当事項なし		
上場会社と 割当先の関係等	資本関係	割当先が保有している当社の株式の数: 10,287,900株 当社が保有している割当先の基金の額: 該当事項なし	
	取引関係	該当事項なし	
	人的関係	該当事項なし	
	関連当事者への 該当状況	該当事項なし	
最近3年間の業績			
決算期	2006年3月期	2007年3月期	2008年3月期
経常収益(百万円)	5,049,373	4,695,605	4,552,457
経常利益(百万円)	223,682	239,447	192,879
当期純剰余(百万円)	151,806	176,846	131,242

この文書は、当社の第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国1933年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債及び本新株予約権付社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債及び本新株予約権付社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の社債及び新株予約権付社債等の発行であり、本社債及び本新株予約権付社債等については、米国における証券の募集または販売は行われません。



商号	信金中央金庫																					
事業内容	銀行業等																					
設立年月日	昭和 25 年 6 月 1 日																					
本店所在地	東京都中央区八重洲一丁目 3 番 7 号																					
代表者の役職・氏名	理事長 中平 幸典																					
出資金	290,998 百万円																					
出資総口数	2,354,111 口 (普通出資 2,000,000 口、優先出資 354,111 口)																					
純資産	747,431 百万円(連結)																					
総資産	26,400,125 百万円(連結)																					
決算期	3 月 31 日																					
従業員数	1,425 名(連結)																					
大口出資者の状況	<p>普通出資</p> <table border="0"> <tr> <td>京都中央信用金庫</td> <td>3.41%</td> </tr> <tr> <td>城南信用金庫</td> <td>2.46%</td> </tr> <tr> <td>城北信用金庫</td> <td>2.45%</td> </tr> <tr> <td>岡崎信用金庫</td> <td>2.22%</td> </tr> <tr> <td>尼崎信用金庫</td> <td>2.19%</td> </tr> </table> <p>優先出資</p> <table border="0"> <tr> <td>株式会社みずほコーポレート銀行</td> <td>4.60%</td> </tr> <tr> <td>明治安田生命保険相互会社</td> <td>2.51%</td> </tr> <tr> <td>沼津信用金庫</td> <td>2.43%</td> </tr> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>2.41%</td> </tr> <tr> <td>日本生命保険相互会社</td> <td>1.91%</td> </tr> </table>		京都中央信用金庫	3.41%	城南信用金庫	2.46%	城北信用金庫	2.45%	岡崎信用金庫	2.22%	尼崎信用金庫	2.19%	株式会社みずほコーポレート銀行	4.60%	明治安田生命保険相互会社	2.51%	沼津信用金庫	2.43%	株式会社三菱東京UFJ銀行	2.41%	日本生命保険相互会社	1.91%
京都中央信用金庫	3.41%																					
城南信用金庫	2.46%																					
城北信用金庫	2.45%																					
岡崎信用金庫	2.22%																					
尼崎信用金庫	2.19%																					
株式会社みずほコーポレート銀行	4.60%																					
明治安田生命保険相互会社	2.51%																					
沼津信用金庫	2.43%																					
株式会社三菱東京UFJ銀行	2.41%																					
日本生命保険相互会社	1.91%																					
上場会社と 割当先の関係等	資本関係	割当先が保有している当社の株式の数: 390,000 株 当社が保有している割当先の出資の口数: 優先出資 3,562 口																				
	取引関係	該当事項なし																				
	人的関係	該当事項なし																				
	関連当事者への 該当状況	該当事項なし																				

この文書は、当社の第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国 1933 年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債及び本新株予約権付社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債及び本新株予約権付社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の社債及び新株予約権付社債等の発行であり、本社債及び本新株予約権付社債等については、米国における証券の募集または販売は行われません。

最近3年間の業績			
決算期	2006年3月期	2007年3月期	2008年3月期
経常収益(百万円)	346,626	369,790	445,864
経常利益(百万円)	63,605	54,473	53,829
当期純利益(百万円)	43,937	38,238	38,727
1口当たり当期純利益(円)	17,729.25	15,340.75	15,548.57
1口当たり配当額(円)			
普通出資	4,000.00	4,000.00	4,000.00
優先出資	13,000.00	13,000.00	13,000.00
1口当たり純資産(円)	359,977.51	395,199.46	313,698.61

## (2) 割当先を選定した理由

本新株予約権付社債の発行により、財務基盤をより強固なものとし、グローバルな業務展開をさらに推し進めていくという当社グループの経営方針につき、ご理解賜った機関投資家を割当先を選定いたしました。

## (3) 割当先の保有方針

割当先各社様においては、安定的な大手機関投資家として、基本的に継続的な保有を頂けるものと考えております。

以上

この文書は、当社の第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国1933年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債及び本新株予約権付社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債及び本新株予約権付社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の社債及び新株予約権付社債等の発行であり、本社債及び本新株予約権付社債等については、米国における証券の募集または販売は行われません。

(別添)

120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)  
社債要項

1. 社債の名称 野村ホールディングス株式会社120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、本新株予約権付社債に付された新株予約権を「本新株予約権」という。)
2. 社債の総額 金1,100億円
3. 各社債の金額 金1億円
4. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券を発行しない。  
なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより本新株予約権または本新株予約権付社債についての社債の一方のみを譲渡することはできない。
5. 社債の利率 年3.6パーセント
6. 社債の払込金額(発行価額) 額面100円につき金100円
7. 社債の発行価格 額面100円につき金100円
8. 社債の償還金額 額面100円につき金100円  
ただし、繰上償還する場合は第11項第(2)号乃至第(4)号に定める金額による。
9. 担保・保証の有無 本新株予約権付社債には担保および保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
10. 社債管理者の不設置 本新株予約権付社債は会社法第702条ただし書きの条件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。
11. 社債償還の方法および期限
  - (1) 本新株予約権付社債の元金は、2014年3月31日にその総額を償還する。ただし、繰上償還に関しては、本項第(2)号乃至第(4)号に定めるところによる。
  - (2) 組織再編行為による繰上償還  
組織再編行為(本号 に定義する。)が当社の株主総会(株主総会の承認が不要な場

この文書は、当社の第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国1933年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債及び本新株予約権付社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債及び本新株予約権付社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の社債及び新株予約権付社債等の発行であり、本社債及び本新株予約権付社債等については、米国における証券の募集または販売は行われません。

合は取締役会または経営会議)で承認された場合において、当社が、かかる承認の日(以下「組織再編行為承認日」という。)までに、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)に対し、承継会社等(本号 に定義する。)が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを、当社としては想定していない旨を記載し、当社の代表執行役が署名した証明書を交付した場合には、当社は、金融庁の承認を得た上で、償還日(当該組織再編行為の効力発生日またはそれ以前の日とする。ただし、当該組織再編行為の効力発生日が組織再編行為承認日から30日以内に到来する場合には、下記に定める通知を行った日から30日目以降の日とする。)の30日前までに必要事項を本社債権者に通知した上で、残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を、額面100円につき金100円で繰上償還することができる。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、吸収分割または新設分割(承継会社等が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換または株式移転、およびその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権付社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられることとなるものを総称していう。

「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(へ)に定める株式会社を総称していう。

- (イ)合併(合併により当社が消滅する場合に限る。) 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- (ロ)吸収分割 当社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- (ハ)新設分割 新設分割により設立する株式会社
- (ニ)株式交換 株式交換完全親株式会社
- (ホ)株式移転 株式移転設立完全親株式会社
- (ヘ)上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続 本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受ける株式会社

当社は、本号に定める通知を行った後に、これを撤回することはできない。

### (3) 上場廃止等による繰上償還

(イ)当社以外の者(以下「公開買付者」という。)によって、当社普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、(ロ)当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ)当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社または公開買付者が公表または認容し

この文書は、当社の第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国1933年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債及び本新株予約権付社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債及び本新株予約権付社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の社債及び新株予約権付社債等の発行であり、本社債及び本新株予約権付社債等については、米国における証券の募集または販売は行われません。

(ただし、当社または公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ(二)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、金融庁の承認を得た上で、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。)から15日以内に必要事項を本社債権者に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から15日目以降45日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を、額面100円につき金100円で繰上償還することができる。

本号にかかわらず、当社または公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向を当該公開買付けに係る公開買付け期間の末日までに公表した場合には、本号の規定は適用されない。ただし、当該取得日から60日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為承認日が到来しなかった場合、当社は、金融庁の承認を得た上で、かかる60日間の末日から15日以内に必要事項を本社債権者に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から15日目以降45日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を、額面100円につき金100円で繰上償還することができる。

当社が本項第(2)号および本号の両方に従って本新株予約権付社債を償還することができる場合、本項第(2)号の手続が適用される。ただし、組織再編行為を行う意向を公表する前に本号に基づく通知が行われた場合には、本号の手続が適用される。

当社は、本号に定める通知を行った後に、これを撤回することはできない。

#### (4) 120%コールオプション条項

当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。)がある20連続取引日(「取引日」とは、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。第13項第(13)号 および における場合を除き、以下同じ。)にわたり、各取引日における当該終値が当該取引日に適用のある転換価額(第13項第(6)号 に定義する。)の120パーセント以上であった場合、金融庁の承認を得た上で、2011年1月17日以降、当該20連続取引日の最終日から15日以内かつ償還しようとする日に先立つ30日以上60日以下の期間内に必要事項を本社債権者に通知した上で、残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を、額面100円につき金100円で繰上償還することができる。なお、当社が当社普通株式の株式分割または当社普通株式に対する当社普通株式の無償割当て(以下本号において「株式分割等」という。)を行う場合、当該株式分割等の基準日(基準日を定め

この文書は、当社の第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国1933年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債及び本新株予約権付社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債及び本新株予約権付社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の社債及び新株予約権付社債等の発行であり、本社債及び本新株予約権付社債等については、米国における証券の募集または販売は行われません。

ない場合は、効力発生日の前日とし、基準日または効力発生日の前日が取引日でない場合は、それらの直前の取引日。以下本号において同じ。)の3取引日前の日から当該株式分割等の基準日までの4取引日についての本条項の適用にあたっては、第13項第(7)号(ロ)の規定にかかわらず、当該各取引日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した株式数を既発行株式数とし、当該株式分割等により交付されることとなる株式数を交付株式数として、第13項第(7)号に定める新株発行等による転換価額調整式により算出された転換価額をもって、当該各取引日に適用のある転換価額とする。

当社は、本号に定める通知を行った後に、これを撤回することはできない。

- (5) 償還すべき日(本項第(2)号乃至第(4)号の規定により本新株予約権付社債を繰上償還する日を含み、以下「償還期日」という。)が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (6) 当社は、払込期日の翌日以降、金融庁の承認を得た上で、いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本新株予約権付社債を消却する場合、当該本新株予約権付社債についての社債または当該本新株予約権付社債に付された本新株予約権の一方のみを消却することはできない。
- (7) 本新株予約権付社債の償還については、本項のほか、第15項に定める劣後特約に従う。

## 12. 利息支払の方法および期限

- (1) 本新株予約権付社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2009年3月31日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月31日、6月30日、9月30日および12月31日の4回に各々その日までの前四半か年分を支払う。
- (2) 四半か年に満たない期間に係る利息については、その四半か年間の日割をもってこれを計算する。
- (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (4) 償還期日後は利息をつけない。
- (5) 第1回の利息支払期日までに本新株予約権の行使の効力が発生した本新株予約権付社債については、利息をつけない。
- (6) 第1回の利息支払期日後に本新株予約権の行使の効力が発生した本新株予約権付社債の利息については、本新株予約権行使の効力発生日の直前の利息支払期日後はこれをつけない。
- (7) 本新株予約権付社債の利息の支払については、本項のほか、第15項に定める劣後特約に従う。

この文書は、当社の第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国1933年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債及び本新株予約権付社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債及び本新株予約権付社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の社債及び新株予約権付社債等の発行であり、本社債及び本新株予約権付社債等については、米国における証券の募集または販売は行われません。

約に従う。

13. 本新株予約権に関する事項

- (1) 本新株予約権付社債に付された本新株予約権の数  
各本新株予約権付社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計1,100個の本新株予約権を発行する。
- (2) 各新株予約権の払込金額  
本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- (3) 本新株予約権の目的である株式の種類およびその数の算定方法  
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分(当社普通株式の発行または処分を、以下「交付」という。)する数は、行使請求に係る本新株予約権付社債についての社債の金額の合計額を当該行使請求日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (4) 本新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、2009年1月5日から2014年3月25日までの間、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して本項第(3)号に定める当社普通株式の交付を請求することができる。ただし、第11項第(2)号乃至第(4)号に定めるところにより2014年3月25日以前に本新株予約権付社債が繰上償還される場合には、当該償還期日の2銀行営業日前の日までとする。また、組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合に、当社が本新株予約権の行使請求を停止することが必要であると判断し、本社債権者にその旨を通知したときは、当社が指定する期間(当該期間は30日を超えないものとし、当該組織再編行為の効力発生日から14日以内に終了し、かつ、転換価額減額期間(本項第(13)号に定義する。)にわたらないものとする。)中、行使請求することができない。当社は、行使請求を停止する場合、停止期間その他必要事項をあらかじめ書面により本社債権者に通知するものとする。本号により行使請求が可能な期間を、以下「行使請求期間」という。
- (5) その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部については、行使請求することができない。
- (6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額  
各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本新株予約権付社債についての社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。

この文書は、当社の第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国1933年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債及び本新株予約権付社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債及び本新株予約権付社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の社債及び新株予約権付社債等の発行であり、本社債及び本新株予約権付社債等については、米国における証券の募集または販売は行われません。

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。ただし、本項第(16)号において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。)は、当初金745円とする。ただし、転換価額は本項第(7)号乃至第(11)号または第(13)号に定めるところにより調整または減額されることがある。

- (7) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号 に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{1株あたりの払込金額} \times \text{交付株式数}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (イ)時価(本項第(10)号 に定義する。)を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者を募集する場合。

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

- (ロ)当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

- (ハ)時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)または時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下、本号において「取得請求権付株式等」という。)を発行する場合。

調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項または新株予約権の全てが当初の条件で行使または適用されたものとみなして算出するものとし、払込期日(新株予

この文書は、当社の第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国1933年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債及び本新株予約権付社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債及び本新株予約権付社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の社債及び新株予約権付社債等の発行であり、本社債及び本新株予約権付社債等については、米国における証券の募集または販売は行われません。



約権および新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

- (二)当社普通株式の株主に対して当社普通株式または取得請求権付株式等を割り当てる場合、当該割当てに係る基準日が当社の株主総会、取締役会、経営会議その他機関により当該割当てが承認される日より前の日であるときには、上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。ただし、この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当該承認があった日より後に当社普通株式を交付する。この場合、株式の交付については本項第(20)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (8) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号 に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「特別事由による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{1株あたりの払込金額}}{\text{調整前転換価額}} \times 1.10$$

特別事由による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (イ)本新株予約権付社債の払込期日から起算して90日目の日までの間に、条件決定日(本 (二)に定義する。)に適用のある転換価額を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者を募集する場合。

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

- (ロ)本新株予約権付社債の払込期日から起算して90日目の日までの間に、条件決定日に適用のある転換価額を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)または条件決定日に適用のある転換価額を下回る価

この文書は、当社の第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国 1933 年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債及び本新株予約権付社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債及び本新株予約権付社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の社債及び新株予約権付社債等の発行であり、本社債及び本新株予約権付社債等については、米国における証券の募集または販売は行われません。

額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下、本 において「取得請求権付株式等」という。)を発行する場合。

調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項または新株予約権の全てが当初の条件で行使または適用されたものとみなして算出するものとし、払込期日(新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

- (八)当社普通株式の株主に対して当社普通株式または取得請求権付株式等を割り当てる場合、当該割当てに係る基準日が当社の株主総会、取締役会、経営会議その他機関により当該割当てが承認される日より前の日であるときには、上記(イ)および(ロ)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。ただし、この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当該承認があった日より後に当社普通株式を交付する。この場合、株式の交付については本項第(20)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (二)「条件決定日」とは、上記(イ)の場合は、当該当社普通株式の払込金額が決定された日、上記(ロ)の場合は、当該取得請求権付株式等に係る当社普通株式の交付価額が決定された日をいう。

本号 の規定にかかわらず、特別事由による転換価額調整式によって算出された値が745円(以下「上限値」という。)を上回るときは、上限値を調整後転換価額とみなす。ただし、本新株予約権付社債の発行後、転換価額が本項のいずれかの規定に従って調整された場合には、上限値は、これに応じて調整されるものとする。

当社が本項第(7)号および本号の両方の規定に基づき転換価額の調整を行うべきときは、両方の規定によって算出された値のうち、低い方の値を調整後転換価額とする。

- (9) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号 に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式および特別事由による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。)をもって転換価額を調整する。

この文書は、当社の第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国1933年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債及び本新株予約権付社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債及び本新株予約権付社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の社債及び新株予約権付社債等の発行であり、本社債及び本新株予約権付社債等については、米国における証券の募集または販売は行われません。

$$\frac{\text{調整後 転換価額}}{\text{調整前 転換価額}} = \frac{\text{時価} - \text{1株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額(金1億円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

「特別配当」とは、下記のいずれかの事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株あたりの剰余金の配当(配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項および第456条の規定により支払う金銭を含む。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金1億円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、4,563,752円に当該事業年度に係る下記に定める比率(当社が当社の事業年度を変更した場合には、下記に定める事業年度および比率は合理的に修正されるものとする。)を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

2009年3月31日に終了する事業年度	1.20
2010年3月31日に終了する事業年度	1.44
2011年3月31日に終了する事業年度	1.73
2012年3月31日に終了する事業年度	2.07
2013年3月31日に終了する事業年度	2.49

特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条または第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

(10) 転換価額の調整については、以下の規定を適用する。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。ただし、新株発行等による転換価額調整式および特別配当による転換価額調整式により転換価額を調整する場合、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出するときには、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとする。

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する「時価」は、(イ)新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項第(7)号(二)の場合は当該基準日)、(ロ)特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基

この文書は、当社の第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国1933年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債及び本新株予約権付社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債及び本新株予約権付社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の社債及び新株予約権付社債等の発行であり、本社債及び本新株予約権付社債等については、米国における証券の募集または販売は行われません。

準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日またはかかる基準日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(7)号乃至第(9)号または第(11)号に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

(11) 本項第(7)号乃至第(10)号により転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本金もしくは準備金の額の減少、合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)、株式交換または会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

本号のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(12) 本項第(7)号乃至第(11)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額およびその適用の日その他必要事項を本社債権者に通知する。ただし、本項第(7)号(二)および第(8)号(八)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(13) 転換価額の減額

転換価額は、第11項第(2)号 または第11項第(3)号 に定める通知を行った場合、転

この文書は、当社の第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国1933年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債及び本新株予約権付社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債及び本新株予約権付社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の社債及び新株予約権付社債等の発行であり、本社債及び本新株予約権付社債等については、米国における証券の募集または販売は行われません。

換価額減額期間(以下に定義する。)において、本号 乃至 に従って決定される換価額に減額される(減額された換価額を以下「減額後換価額」という。)

「換価額減額期間」とは、第11項第(2)号 に定める通知を行った場合は、換価額減額開始日(以下に定義する。)から当該組織再編行為の効力発生日の5取引日前の日までの期間をいい、第11項第(3)号 に定める通知を行った場合は、換価額減額開始日から30日の期間をいう。ただし、いずれの場合も、所定の期間の終了前に行使請求期間が終了する場合には、換価額減額期間は行使請求期間の末日をもって終了する。

「換価額減額開始日」とは、第11項第(2)号 に定める通知または第11項第(3)号 に定める通知を行った日から10取引日以内の日で当該通知において当社が定める日をいう。

第11項第(2)号 に定める通知を行った場合の減額後換価額は、参照株価(本号 に定義する。)および換価額減額開始日に応じて下記の表に従って決定される。

減額後換価額(円)

換価額減額開始日	参照株価						
	678	700	750	800	850	900	950
2008年12月16日	678	689	710	726	737	743	745
2010年3月31日	678	686	708	725	736	743	745
2011年3月31日	678	686	709	727	739	745	745
2012年3月31日	678	684	709	727	739	745	745
2013年3月31日	678	687	713	731	741	745	745
2014年3月25日	745	745	745	745	745	745	745

「参照株価」は、(イ) 第11項第(2)号 に定める各組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当社の取締役会または経営会議において当該組織再編行為の条件(当該組織再編行為に関して支払われもしくは交付される対価を含む。)が決議された日(決議の日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日)の直後の取引日に始まる5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない。以下本号において同じ。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)とする。当該5連続取引日の期間中に換価額が本項のいずれかの規定に従って調整された場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、これに応じて調整されるものとする。本および本号 において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業している日を

この文書は、当社の第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)並びに第1回無担保換価型新株予約権付社債(劣後特約付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国 1933 年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債及び本新株予約権付社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債及び本新株予約権付社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の社債及び新株予約権付社債等の発行であり、本社債及び本新株予約権付社債等については、米国における証券の募集または販売は行われません。

いい、当社普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。

参照株価または転換価額減額開始日が本号の表に記載されていない場合には、減額後転換価額は、以下の方法により算出される。

(イ)参照株価が本号の表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、または転換価額減額開始日が本号の表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、減額後転換価額は、かかる2つの値またはかかる2つの日付に対応する本号の表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値またはかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)とする。ただし、日付に係る補間については、1年を365日とする。

(ロ)参照株価が本号の表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照株価はかかる値と同一とみなす。

(ハ)参照株価が本号の表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照株価はかかる値と同一とみなす。

ただし、減額後転換価額は、745円を上限とし、本号の表および上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が745円を超える場合には、減額後転換価額は745円とする。また、減額後転換価額は、678円を下限とし、本号の表および上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が678円未満となる場合には、減額後転換価額は678円とする。

第11項第(3)号に定める通知を行った場合の減額後転換価額は、本号乃至記載の算出方法と同様の方法により算出される。ただし、参照株価は、(イ)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、公開買付け期間の末日時点で有効な公開買付け価格とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、公開買付け期間の末日に終了する5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)とする。当該5連続取引日の期間中に転換価額が本項のいずれかの規定に従って調整された場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、これに応じて調整されるものとする。

本新株予約権付社債の発行後、転換価額が本項のいずれかの規定に従って調整された場合には、本号の表の減額後転換価額および本号(ハ)以下のただし書きの減額後転換価額に関する各数値は、本項第(7)号乃至第(11)号により調整されるものとする。転換価額は、転換価額減額期間の末日の翌日以降、転換価額減額期間の初日の前日において有効であった転換価額(転換価額減額期間中に本項に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、本項第(7)号乃至第(11)号により調整される。)に

この文書は、当社の第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国1933年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債及び本新株予約権付社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債及び本新株予約権付社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の社債及び新株予約権付社債等の発行であり、本社債及び本新株予約権付社債等については、米国における証券の募集または販売は行われません。

修正されるものとする。

- (14) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- (15) 本新株予約権付社債の取得事由

取得事由は定めない。

- (16) 当社が組織再編行為を行う場合の承継会社等による本新株予約権付社債の承継

当社は、当社が組織再編行為を行う場合(ただし、承継会社等の普通株式が当社の株主に交付される場合に限る。)は、第11項第(2)号に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、本号 に定める内容の承継会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)を交付するものとする。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権付社債についての社債に係る債務は承継会社等に承継され、承継新株予約権は本新株予約権付社債についての社債に付された新株予約権となり(承継新株予約権が付された本新株予約権付社債についての社債を以下「承継新株予約権付社債」という。)当該本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となり、本社債要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。

- (イ)承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。

- (ロ)承継新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

- (ハ)承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法

行使請求に係る承継新株予約権付社債についての社債の金額の合計額を下記(二)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (ニ)承継新株予約権付社債の転換価額

承継新株予約権付社債の転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新

この文書は、当社の第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国1933年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債及び本新株予約権付社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債及び本新株予約権付社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の社債及び新株予約権付社債等の発行であり、本社債及び本新株予約権付社債等については、米国における証券の募集または販売は行われません。

株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、本項第(7)号乃至第(11)号または第(13)号に準じた調整または減額を行う。

(ホ)承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額

各承継新株予約権の行使に際しては、当該承継新株予約権が付された承継新株予約権付社債についての社債を出資するものとし、当該社債の価額は、本新株予約権付社債の払込金額と同額とする。

(ヘ)承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日(当社が本項第(4)号に定める行使を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日または当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日)から本項第(4)号に定める本新株予約権の行使請求期間の満了日までとする。

(ト)承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(チ)その他の承継新株予約権の行使の条件

各承継新株予約権の一部については、行使請求することができない。

(リ)承継新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

(17) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第23項に定める行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)においてこれを取り扱う。

(18) 行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権付社債を表示し、行使請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

(19) 行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日に発生する。

この文書は、当社の第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国1933年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債及び本新株予約権付社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債及び本新株予約権付社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の社債及び新株予約権付社債等の発行であり、本社債及び本新株予約権付社債等については、米国における証券の募集または販売は行われません。



- (20) 当社は、行使請求の効力発生日後遅滞なく、当該行使請求により交付すべき株式につき、当該本新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄へ振替株式の増加の記録を行う。
- (21) 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本社債要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

#### 14. 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本新株予約権付社債は期限の利益喪失に関する特約を付さない。
- (2) 本社債権者は、会社法第739条に定める決議を行う権利を有さず、本新株予約権付社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはない。

#### 15. 劣後特約

- (1) 次の各場合には、本新株予約権付社債の償還および利息の支払は以下の規定に従って行われる。

##### 破産の場合

本新株予約権付社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本新株予約権付社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

##### (停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された配当に加えるべき債権のうち、本新株予約権付社債に基づく債権および本号 乃至 と実質的に同一またはこれに劣後する条件を付された債権(ただし、本号を除き本号と実質的に同一の条件を付された債権は、本号 乃至 と実質的に同一の条件を付された債権とみなす。)(かかる条件を付された債権を、本新株予約権付社債に基づく債権とともに、以下「劣後債権」という。)を除く全ての債権が、各中間配当、最後の配当および追加配当によって、その債権額につき全額の満足(配当および供託を含む。)を受けたこと。

##### 会社更生の場合

本新株予約権付社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、本新株予約権付社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

##### (停止条件)

当社について、会社更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額

この文書は、当社の第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国1933年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債及び本新株予約権付社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債及び本新株予約権付社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の社債及び新株予約権付社債等の発行であり、本社債及び本新株予約権付社債等については、米国における証券の募集または販売は行われません。

について全額の弁済を受けたこと。

#### 民事再生の場合

本新株予約権付社債につき定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ簡易再生または同意再生の決定がなされることなく再生手続が継続している場合、本新株予約権付社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。

##### (停止条件)

当社について、民事再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、劣後債権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

#### 日本法によらない破産、会社更生および民事再生の場合

当社について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本号 乃至 に準じて行われる場合、本新株予約権付社債に基づく元利金の支払請求権の効力は停止し、その手続において本号 乃至 の停止条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、当該条件にかかることなく発生するものとする。

#### 自己資本規制比率が法令上の水準を充足しない場合

当社が本新株予約権付社債の利金の支払を行うことにより、当社が属する金融コングロマリット(金融庁組織規則第8条第4項第1号に定める「金融コングロマリット」をいう。)について金融コングロマリット監督指針II - 2 - 1(2) の規定を適用して算出した合算自己資本の額を所要自己資本の額で除して得られる比率(以下「自己資本規制比率」という。)が120パーセントを下回ることとなる場合、本新株予約権付社債に基づく利金の支払請求権の効力は停止し、以下の条件が成就したときに発生する。ただし、当社が金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV - 2 - 6ただし書きの規定に基づき、金融コングロマリット監督指針II - 2 - 1(2) の規定を適用することに代えて、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の規定を準用する場合には、本新株予約権付社債にかかる全ての利金(本 によりそれまで支払を繰り延べられていた利金を含む。)について本 の規定は適用されない。

##### (停止条件)

当社が当該利金の支払を行っても、自己資本規制比率が、120パーセントを下回らないこと。

この文書は、当社の第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国1933年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債及び本新株予約権付社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債及び本新株予約権付社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の社債及び新株予約権付社債等の発行であり、本社債及び本新株予約権付社債等については、米国における証券の募集または販売は行われません。

上記法令、監督指針または基準の関係規定が改正された場合には、当社は、その改正に依じて、必要な範囲で本号の規定を改正することができるものとし、かかる改正の内容を本社債権者に通知する。

- (2) 本社債要項の各条項は、いかなる意味においても、劣後債権の債権者以外の当社の債権者に対して不利益を及ぼす内容にこれを変更してはならず、かかる変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。
- (3) 本新株予約権付社債の元利金の支払請求権の効力が本項第(1)号乃至に従って停止しているにもかかわらず、その元利金の全部または一部が本社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、本社債権者はその受領した元利金をただちに当社に返還する。
- (4) 本新株予約権付社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本項第(1)号乃至に従って停止している間は、本新株予約権付社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。
- (5) 本新株予約権付社債に基づく元利金の支払請求権の効力が本項第(1)号乃至に従って停止したために当該元利金の支払が本社債要項に定めた期日に遅れた場合には、本社債権者は当該遅滞に関して利息その他の支払を請求することができない。
- (6) 当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本新株予約権付社債に基づく元利金の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする。

## 16. 社債権者に対する自己資本規制比率の通知

- (1) 当社は、(イ)毎年3月31日、6月30日、9月30日および12月31日の各日(以下「通知基準日」という。)における自己資本規制比率ならびに(ロ)当該通知基準日において第15項第(1)号ただし書きが適用されている場合は、その旨を、当該通知基準日の2ヶ月後の末日までに本社債権者に通知する。
- (2) 当社は、第15項第(1)号の規定に基づき利金の支払請求権の効力が停止する見込みとなった場合には、ただちに本社債権者に通知する。

## 17. 社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債に関して本社債権者に対し通知する場合の公告は、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)にこれを掲載する。なお、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて本社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

## 18. 社債要項の公示

この文書は、当社の第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国1933年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債及び本新株予約権付社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債及び本新株予約権付社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の社債及び新株予約権付社債等の発行であり、本社債及び本新株予約権付社債等については、米国における証券の募集または販売は行われません。

当社は、その本店に本社債要項を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

## 19. 社債権者集会

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本新株予約権付社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の新株予約権付社債」という。)の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の2週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号に掲げる事項を通知する。
- (2) 本種類の新株予約権付社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の新株予約権付社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本種類の新株予約権付社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

20. 申込期間 2008年12月16日

21. 払込期日(新株予約権の割当日) 2008年12月16日

22. 元利金支払事務取扱者(元利金支払場所)

三菱UFJ信託銀行株式会社 本店

23. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

24. 財務代理人

三菱UFJ信託銀行株式会社

25. 社債原簿管理人

三菱UFJ信託銀行株式会社

26. 特例新株予約権付社債への移行

2009年1月5日以降のいずれかの日において、本新株予約権付社債が社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)の適用を受ける場合において、本社債要項の規定中読み替えその他の合理的な措置が必要となる場合は、当社は必要な措置を講じる。

27. 上場申請の有無 なし

28. 取得格付

A+(株式会社格付投資情報センター)

A+(株式会社日本格付研究所)

この文書は、当社の第1回期限償還条項付無担保社債(劣後特約付)並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国1933年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債及び本新株予約権付社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債及び本新株予約権付社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の社債及び新株予約権付社債等の発行であり、本社債及び本新株予約権付社債等については、米国における証券の募集または販売は行われません。

29. 募集の方法

第三者割当の方法による。

割当先と割当金額は以下の通り。

割当先	割当金額
第一生命保険相互会社	1,000 億円
信金中央金庫	100 億円

30. 資金使途

日本を含むアジアおよび欧州におけるビジネス基盤の強化のため、全額をそれぞれの地域における当社の連結子会社への出資及び貸付に充当する予定。連結子会社は、その資金を運転資金に充当する予定。

31. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本新株予約権付社債についての社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本新株予約権付社債についての社債が出資され、本新株予約権付社債についての社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本新株予約権付社債についての社債の利率(年 3.6%)および発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

32. 上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に必要な一切の事項の決定については、代表執行役または財務統括責任者に一任する。

33. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

この文書は、当社の第1回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国 1933 年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債及び本新株予約権付社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債及び本新株予約権付社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の社債及び新株予約権付社債等の発行であり、本社債及び本新株予約権付社債等については、米国における証券の募集または販売は行われません。